　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　中国運輸局長　 殿

　 住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　 一般旅客定期航路事業の事業計画軽微事項変更届出書

　海上運送法第１１条第３項及び海上運送法施行規則第８条の２の規定により、　　　　～　　　航路（中国第　　　号）の事業計画の変更の届出をします。

　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．住所及び氏名

２．事業計画中変更した事項

３．事業計画を変更した年月日

４．変更を必要とした理由

※　軽微な事項の範囲

１．使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更

２．使用旅客船の総トン数、貨物積載容量、自動車航走に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、海上運送法第１９条の３第１項の許可を受けた際の事業計画（法第１９条の３第３項において準用する法第１１条第１項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも１０パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）